吸収合併に関する事後開示書面

2020年10月1日

ランサーズ株式会社

2020 年 10 月 1 日

東京都渋谷区渋谷三丁目 10 番 13 号
ランサーズ株式会社
代表取締役　秋好　陽介

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2020 年 7 月 15 日付でシクロマーケティング株式会社（以下「シクロ社」といいます）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、シクロ社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収合併効力を生じた日
   2020 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項
   (1) 吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法第 784 条の 2）の経過
   シクロ社は、当社の完全子会社であったため、本合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。
   (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条）の経過
   シクロ社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。
   (3) 新株予約権買取請求手続（会社法第 787 条）の経過
   シクロ社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
   (4) 債権者の異議手続（会社法第 789 条）の経過
   シクロ社は、会社法第 789 条第 2 項の規定により、2020 年 8 月 27 日付の官報において、債権者に対し本合併に対する異議申述の申告を行うとともに、2020 年 8 月 24 日付で知れている債権者に対して各別の催告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法第 796 条の 2 ）の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、本合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、反対株主の株式買取請求手続について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続（会社法第 799 条）の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により、2020 年 8 月 27 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申述はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2020 年 10 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社であるシクロ社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙の通りです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2020 年 10 月 14 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2020年8月27日

シクロマーケティング株式会社

2020年8月27日

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
シクロマーケティング株式会社
代表取締役　平井　聡

吸収合併に関する事前開示書面

（吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面）

当社は、2020年7月15日付でランサーズ株式会社（以下「ランサーズ社」といいます）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社とし、ランサーズ社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記の通りです。

記

8. 吸収合併契約の内容
別紙の通りです。

9. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

10. 合併対価について参考となるべき事項
合併対価の交付がありませんので、該当事項はありません。

11. 新株予約権の定めの相当性に関する事項
吸収合併消滅会社である当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

12. 吸収合併存続会社に関する事項
ランサーズ社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

13. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象
最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

14. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本合併効力発生日後のランサーズ社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のランサーズ社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、ランサーズ社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。
したがって、本合併後におけるランサーズ社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



吸収合併契約書

ランサーズ株式会社（以下「甲」という。）とシクロマーケティング株式会社（以下「乙」という。）は、乙の権利義務の全部を甲に承継させる吸収合併について、以下のとおり合意し、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第２条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（１）　吸収合併存続会社（甲）　　商号：ランサーズ株式会社
　　住所：東京都渋谷区渋谷３丁目１０番１３号

（２）　吸収合併消滅会社（乙）　　商号：シクロマーケティング株式会社
　　住所：東京都渋谷区渋谷３丁目１０番１３号

第３条（交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際し、甲の株式を含めて一切の対価を割当交付しない。

第４条（資本金及び準備金の額）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（１）　資本金　　０円
（２）　資本準備金　　０円
（３）　利益準備金　　０円

第５条（会社財産の引継ぎ）

乙は、２０２０年５月３１日現在の貸借対照表その他同日現在における計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を、効力発生日において甲に引き継ぐ。

第６条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（本契約において「効力発生日」という。）は、２０２０年１０月１日とする。ただし、本合併の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第７条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務執

行及び財産管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に相手方の同意を得た上で行うものとする。

第８条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日において乙が雇用している従業員全員を引き継ぐものとし、甲及び乙双方の従業員の労働条件の相違に関しては、必要に応じて、甲乙協議の上、調整する。

第９条（合併承認決議）

甲及び乙は、本契約締結日までに、それぞれ取締役会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第10条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間に、天変地異その他の事由によって甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合又は本契約の目的の達成が困難となったときは、双方協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、第９条に定める取締役会の承認又は法令に定められた関係官庁の承認を得られないときは、効力を失う。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

２０２０年7月１５日

甲　東京都渋谷区渋谷３丁目１０番１３号
ランサーズ株式会社
代表取締役社長　秋好　陽介　㊞

乙　東京都渋谷区渋谷３丁目１０番１３号
シクロマーケティング株式会社
代表取締役　平井　聡　㊞